

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人福岡教育大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福岡教育大学役員給与規程により、期末特別手当において、学長は、各役員の内職期間における職務実績等に応じ、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	国家公務員の給与法の改正に準拠し、平成24年4月1日から本給月額を平均0.5%減額した指定職俸給表を適用した。
理事		法人の長と同様の改定を行った。
理事(非常勤)		該当なし
監事		該当なし
監事(非常勤)		法人の長と同様の改定を行った。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,935	千円 10,942	千円 3,992	千円 0 ( )			
A理事	千円 9,249	千円 6,057	千円 3,066	千円 363 (広域異動手当) 125 (通勤手当)		12月30日	◇
B理事	千円 11,389	千円 8,006	千円 2,921	千円 460 (通勤手当)			
C理事	千円 11,059	千円 8,006	千円 2,921	千円 131 (通勤手当)			
D理事	千円 1,948	千円 1,948	千円 0	千円 187 (調整手当)	1月1日		◇

A監事 (非常勤)	千円 1,084	千円 1,045	千円 0	千円 39 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,111	千円 1,045	千円 0	千円 66 (通勤手当)			

- 注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。  
注2:「広域異動手当」とは、異動前後の勤務箇所間の距離が60km以上である場合等に支給しているものである。  
注3:「調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。  
(異動前勤務機関における調整手当相当給与の支給を含む)  
注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

運営費交付金により、人員定数及び調整係数等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で執行した。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとなるように決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給についての昇給、昇格及び6月、12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	夏期及び冬期の賞与について、それぞれ6月間の勤務成績によって支給割合を決定し、賞与の増減を行っている。
昇給	1月1日に実施。数段階の昇給区分を設定し、1年間の勤務実績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法を準拠した基準を満たすもので、職務能力が適当と認められる者については、上位の職務の級に昇格させることができる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

##### (1) 給与臨時特例措置分の実施

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

・実施期間:平成24年7月～平成25月3月

(※平成25月2月～3月は緩和措置として減額措置を停止したため未実施)

・俸給表関係の措置の内容:一般職(一)7級以上・教育職(一)5級(▲9.77%)、  
一般職(一)6級～3級・一般職(二)4級・教育職(一)4級～3級・教育職(二)4～3級・医療職(一)7級～3級・医療職(二)6級～3級(▲7.77%)、  
一般職(一)2級以下・一般職(二)3級以下・教育職(一)2級以下・教育職(二)2級以下・医療職(一)2級以下、医療職(二)2級以下(▲4.77%)

・諸手当関係の措置の内容:管理職手当(一律▲10%)、  
期末手当・勤勉手当(一律▲9.77%)、  
調整手当等の俸給月額に連動する手当(減額後の俸給月額等の月額により算出)

(役員について)

・実施期間:平成24年7月～平成25月3月

・俸給表関係の措置の内容:役員(非常勤役員含む)(▲9.77%)、

・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当(▲9.77%)、  
調整手当・広域異動手当(▲9.77%)

##### (2) 36歳に満たない職員の昇給の回復

給与法等において、平成24年4月1日における号俸の調整について改正がされたことに準拠し、本法人も同様に該当者を1(2)号俸上位に調整した。

##### (3) 中高年齢層について、俸給月額の引下げに伴う俸給表の改正

国家公務員の給与法の改正に準拠し、平成24年4月1日から中高年齢層について平均0.4～0.5%の俸給の引下げを行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	340	44.7	6,927	5,187	110	1,740
事務・技術	82	39.7	4,890	3,707	123	1,183
教育職種 (大学教員)	167	48.2	7,934	5,852	110	2,082
技能・労務職種	4	55.8	4,991	3,772	162	1,219
教育職種(附属義務 教育学校教員)	87	42.1	7,002	5,367	98	1,635

非常勤職員	6	55.7	3,521	2,649	46	872
事務・技術	6	55.7	3,521	2,649	46	872

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

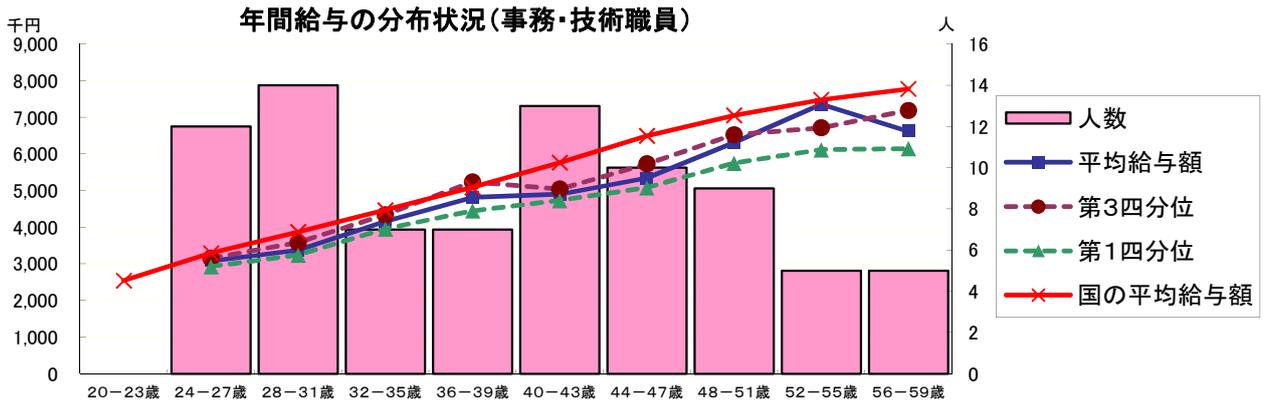
注：常勤職員の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため表の記載を省略した。

注：在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため表の記載を省略した。

注：常勤職員の「技能・労務職種」とは、教務助手、調理師、用務員等である。

注：非常勤職員の事務・技術以外の職種については、該当者がいないため表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

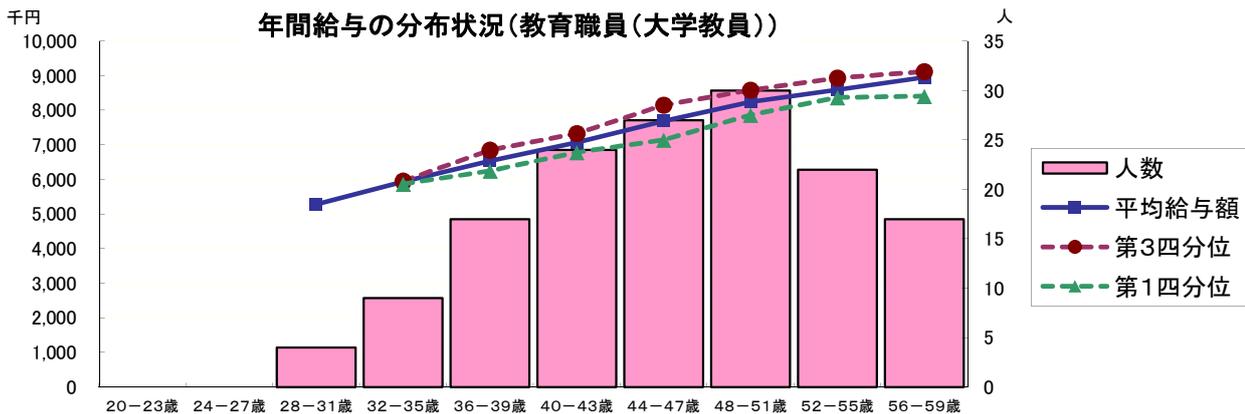
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・局長	1		—	—	—	—	—
・次長	3	55.5	—	—	7,743	—	—
・課長	2		—	—	—	—	—
・副課長	14	48.4	5,661	6,180	5,863	6,180	6,180
・主査	29	43.1	4,683	5,403	5,055	5,403	5,403
・主任	5	36.7	4,083	4,518	4,405	4,518	4,518
・一般職員	28	29.1	3,065	3,404	3,287	3,404	3,404

注1:「副課長」には、副課長相当職である「室長」を含む。

注2:局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注3:次長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位年間給与の平均額は表示していない。

注4:課長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注1:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	104	52.7	7,995	8,970	8,529	8,970	8,970
・准教授	63	40.7	6,151	7,111	6,661	7,111	7,111

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長	次長	次長課長
人員(割合)	82人	( )%	( )%	(1.2%)	( )%	(3.7%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
年齢(最高～最低)		～	～	～	～	59～49
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～	6,366～5,415
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～	8,421～7,189

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 室長・副課長	室長・副課長 主査	主査 主任	主任 一般職員	一般職員
人員(割合)		4人 (4.9%)	17人 (20.7%)	25人 (30.5%)	15人 (18.3%)	17人 (20.7%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
年齢(最高～最低)		59～50	57～38	48～33	47～28	30～24
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
所定内給与年額(最高～最低)		5,144～4,577	4,683～3,806	5,003～3,083	3,489～2,471	2,746～2,167
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		6,716～6,264	6,356～5,080	6,527～4,127	4,518～3,242	3,610～2,873

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	新助手
人員(割合)	167人	102人 (61.1%)	63人 (37.7%)	2人 (1.2%)	( )%	( )%
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
年齢(最高～最低)		62～41	62～30		～	～
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
所定内給与年額(最高～最低)		7,845～5,147	6,215～3,607		～	～
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		10,735～6,976	8,098～4,857		～	～

注:3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.3	% 62.4	% 61.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.7	% 37.6	% 38.2
	最高～最低	% 51.2～32.9	% 47.8～31.4	% 49.5～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.5	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.5	% 34.8
	最高～最低	% 41.1～29.0	% 38.5～30.1	% 39.1～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.6	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.4	% 35.3
	最高～最低	% 41.1～34.1	% 38.4～30.4	% 39.0～32.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 41.1～32.8	% 38.5～30.0	% 39.8～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

88.8
96.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.5
------

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 88.8
	参考 地域勘案 97.2 学歴勘案 87.3 地域・学歴勘案 96.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.1% (国からの財政支出額 3,481百万円、支出予算の総額 5,345百万円:平成24年度予算)  【検証結果】 当法人においては、国の給与水準より低い給与水準であり、適正なものと判断した。
講ずる措置	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 97.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,011,325	3,132,694	△ 121,369	(△ 3.9)	△ 152,684	(△ 4.8)
退職手当支給額 (B)	284,702	369,759	△ 85,057	(△ 23.0)	△ 93,199	(△ 24.7)
非常勤役職員等給与 (C)	355,181	347,442	7,739	(2.2)	29,845	(9.2)
福利厚生費 (D)	420,652	425,720	△ 5,068	(△ 1.2)	11,305	(2.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,071,860	4,275,615	△ 203,755	(△ 4.8)	△ 204,733	(△ 4.8)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他外部資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は、人件費削減の取組として常勤の職員について人員の不補充及び俸給月額引き下げによる減額を行ったこと並びに給与減額支給措置による削減額(102,103(千円):うち役員(3,688(千円))、職員(98,415(千円)))により、対前年比3.9%の減少となった。

「最広義人件費」は、国に準拠した給与減額支給措置による「給与、報酬等支給総額」及び「福利厚生費」の減少と退職手当の支給水準引下げによる「退職手当支給額」の減少により、前年比4.8%の減少となった。

##### ②退職手当支給額について

「退職手当支給額」は、支給者の減少及び「国家公務員の退職手当の支給基準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、国に準拠した退職手当の支給水準引下げを講じた措置に関する削減額(職員のみ:15,648(千円))により、対前年比23.0%の減少となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給基準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、国に準拠し、調整率を退職理由及び勤務年数にかかわらず、全ての退職者に適用し、支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:100分の100から100分の87(平成25年9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92)に段階的引下げを実施。

職員に関する講じた措置の概要:100分の104から100分の87(平成25年9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92)に段階的引下げを実施。